

# 半田元県議政務活動費住民訴訟

## 愛知県が半田氏の主張を批判

### レポート 327ページのうち270ページがコピー

2011年度—15年4月に元愛知県議の半田晃士氏に支給された政務調査費・政務活動費のうち、個人への委託料938万円とオーストラリア視察代約30万円の合計968万890円の返還を求めた住民訴訟の第4回弁論が17/1/30に名古屋地裁で行われました。

名古屋市民オンブズマンは、半田氏が委託した調査委託のレポートのほとんどがコピー(コピーアンドペースト)だとして、コピー部分を示したものとその元資料、合計1052ページもの書証を提出しました。レポート327ページのうち、270ページ(82.5%)にコピー部分が含まれるとしました。

また、「なぜ領収書を自ら作成したのか」「調査の程度と議会に説明する内容の簡素さはまったく関係しない」「原告は秘書給与を政務活動費から支出してよいという主張を採用したことはない」「県

議会はいかなる理由で半田氏が委託したアンケートの実施用紙を保管するに至ったのか」と主張しました。

### 被告の愛知県が半田氏の主張を批判

被告の愛知県は、なんと補助参加人である半田晃士氏の主張を批判しました。

・「秘書の活動について、議員から依頼された調査活動などは殆どなく、大半が後援会活動と選挙活動に費やされていることは、周知の事実」

→根拠のない独自の見解  
・「アンケート実施用紙の原紙の廃棄を実施したのは愛知県議会事務局であり、そのアンケートの存在は確認されている」

→退任に際して依頼のあった書類をそのまま事務的に廃棄しただけ。書類等の内容は確認していない。  
・「アンケート調査について議会事

務局の了解を得た」

→県議会事務局が事前または事後に了解をした事実はない。

・「議会事務局がこの場合の委託は、利益供与などには当たらないとの見解であったからである」

→見解を示したことはない。

・「委託に関しては、政務活動費の用途として、また委託先のスキルとして問題がないかを議会事務局にその都度確認している」

→事実はない。個々の政務調査活動については議員が最終的に判断するものである。

### コピー部分以外の調査を次回裁判所に提出

今後、名古屋市民オンブズマンはコピー部分以外の調査を提出します。半田氏は名古屋市民オンブズマンと愛知県に反論することになります。

次回弁論は4/20(木)10時05分から名古屋地裁11階で行います。

# 2009年度愛知県議政務調査費住民訴訟

## 「事務所費」「車リース料」8116万円全額返還命令確定

愛知県議会議員に支給された2009年度の政務調査費のうち、「事務所家賃」「車リース料」に使うのは条例違反として、自民党・民主党・公明党各会派に対して合計8

1,166,125円全額について愛知県が返還請求するよう命じた2015年12月24日の名古屋高裁判決が2016年12月15日、最高裁第一小法廷で確定しました。

政務活動の支出の適法性の判断に関して、市民感覚こそ正当であることを示したのとして、全国に与える影響は極めて大きいと考えます。

日程：名古屋市民オンブズマン・タイアップグループ

2017年3月以降

月	日	曜日	時間	行事・裁判・催し	場所
4	20	木	10:05-	半田元県議政務活動費住民訴訟第5回弁論	名古屋地裁1102号法廷

\* 第1,第3火曜 日午後6時半～例会をオンブズ事務所(大津橋南100m西側チサンマンション3階)で行います。  
☆カンパ大募集中! 郵便振替口座00870-9-105687 「名古屋市民オンブズマンタイアップグループ」



# 名古屋城天守閣木造化

## 「竹中と市長の面談内容」「契約解除時損害賠償額」開示拒否

名古屋城天守閣木造化について、河村たかし名古屋市長と優先交渉権者である竹中工務店が市長室で面談し、竹中工務店は当初建設費が505億円から上昇する可能性を伝えたとのこと。

### 竹中と市長は市長室で何を話したか

### 「混乱を生じさせるおそれ」全面非公開

内容を情報公開請求したところ、16/11/28面談メモの内容が非公開でした。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/161220.pdf

理由:「面談の内容のうち、技術上のノウハウに関する情報を含む部分については、公にすることにより法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため」(名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号) 「面談の内容は、未確定段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため」(名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号)

### 新市長誕生で契約解除した場合はどうなる?

### る? →非公開

また、竹中工務店と名古屋市職員が16/12/5に打ち合わせた記録を開示請求したところ、仮に平成29年4月で契約解除した場合の損害賠償の想定額は非公開でした。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/161222.pdf

理由:「法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であって、公にすることにより法人の事業運営に支障をきたすと認められるものを含むため」(名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号)

### 市は「補正予算成立後に市民に説明」

名古屋市民オンブズマンは上記文書の公開を17/1/18に名古屋市に求めましたが、名古屋市は全面拒否の書面を名古屋市民オンブズマンの事務所に持ってきました。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/170131.pdf

名古屋城総合事務所職員は「16/11/28の市長と竹中工務店との打ち合わせでは配布資料はありません。上記打ち合わせを踏まえ、11/30経済水道委員会の記載になりました」とのこと。http://www.nagoya.ombudsman.jp/castle/161130.pdf

名古屋市民オンブズマンは「丁寧に説明する対象は名古屋市民

であって、2022年に延ばした理由をタウンミーティングを開いて説明すべきだ」と述べました。名古屋市職員は「2月定例議会で補正予算が可決されたのち、市民に説明させていただくつもりだ。議会は市民の代表なので、議会で説明したい」とのこと。

なお、16/12/5の打ち合わせ記録にある「2022年7月から天守閣竣工が遅延した場合の損害賠償の想定額 遅延該当工事(木造復元部分)163億1808万1千円というのは木造復元部分の金額であり、2022年7月に遅れた場合この額を対象として損害金が想定される。163億全額損害金、というわけではなく、そのうちのいくらかが今後結ぶ契約書に従って損害賠償請求の対象とする」と名古屋城総合事務所職員は説明していました。

### 補正予算審議に必要不可欠

2017年2月議会で、名古屋城天守閣木造化に関する補正予算が審議されます。市長と竹中との話し合いの内容ならびに4月に契約解除した場合の損害賠償想定額を公開することは必要不可欠です。

これら文書が黒塗りのまま議論されることは到底許せません。

上記損害想定額についてもきちんと議論すべきです。引き続き公開するよう求めていきます。



# 政務活動費 領収書のネット公開 陳情は肩すかし

名古屋市民オンブズマンは政務活動費のさらなる透明化をはかるため、16/11/10に名古屋市会・愛知県議会に対して政務活動費の領収書ネット公開を求める陳情書を提出しました。

## 愛知県議会 議運 で回覧して終了

16/12/16(金)午前11時半から、愛知県議会では議会運営委員会(議運)が行われ、そこで16/11/10に名古屋市民オンブズマンが提出した「政務活動費領収書のネット公開を求める陳情」について原本が回覧されただけで手続はすべて終了しました。

## 県議会 口頭陳情 可能と説明せず

愛知県議会では委員会はネット中継していません。傍聴をするには開始30分前までに愛知県議会事務局に行き、住所と氏名を紙に記入する必要があります。40分前に行き、控え室で待機していたところ、待機していた別の陳情者が、「愛知県議会では事前に申し出をすれば口頭陳情が可能だ」と教えてくれました。議会事務局に確認したところ、口頭陳情が可能だとのこと。そのようなことは一回も説明がありませんでした。書類を書いていたら、「実は、『陳情者』として名前が書いてある人のみ口頭陳情が可能で、今回は『名古屋市民オンブズマン 代表 新海聡』とあるので、新海聡さんのみ口頭陳情可能だ」と説明がありました。

委員会開始まで30分を切っており、新海代表は傍聴予定がなかったため、今回は口頭陳情は

あきらめました。

## 県 陳情の件名すら 読み上げられず

議運の傍聴者には、それぞれ資料が5組置いてあり、閲覧可能でした。午前11時半から議運開始され、傍聴者の氏名・住所が各委員に回覧されました。また、議運委員長が「陳情が3件あります。原本を回覧します」とし、陳情書原本が委員に回覧されました。陳情の件名すら読み上げられません。配付資料には、請願の件名と各党派の態度は記載がありましたが、陳情については一つも載っていませんでした。

## 名古屋市議会 口 頭陳情するも、2 分で「聞き置く」

2017/2/2に名古屋市議会総務環境委員会で、政務活動費領収書等ネット公開を求める陳情の口頭意見陳述を名古屋市民オンブズマンの内田隆が3分間行いました。委員会開始前に口頭意見陳述するため、その様子はネット公開されません。

・陳述原稿

<http://www.nagoya.ombudsman.jp/seimu/170202.pdf>

その後委員会で審議がなされ、柴田民雄委員(共産・昭和区)が、「今すぐ領収書のネット公開すべき。大阪市その他市議会でも行っている。本来は議会改革推進協議会で議論すべきで、すぐに協議会の開催を求めるとともに、本委員会でも採択を求めると述べました。

小出昭司委員長(自民・中村区)は「他に発言がないようなので、正副委員長で協議した結果、本陳情は聞き置くでよろしいでしょうか」とし、委員全員異議がなく、委員会が終了しました。本陳情について審議時間は実質2分間、実質的な審議はありませんでした。

<http://www.gikai-tv.jp/dvl-nagoya/>

富山市議会をはじめ、政務活動費がこれほど全国的に問題になっている中、名古屋市議会では実質的な議論が公開の場ではまったく行われておりません。

## 陳情対応状況を 全国追跡調査

今回の全国一斉陳情対応状況を今後集計します。なお、請願(紹介議員あり)、陳情(紹介議員なし)について、議会ホームページ上で文面が見ることができるか現在全国調査中です。名古屋市議会は請願・陳情とも文面を見ることができず、年間の統計しか載っていないことがわかりました。

9月2日3日に和歌山市で予定されている第24回全国市民オンブズマン大会で発表する予定です。

## 政務活動費公開度 ランキング実施へ

それとともに、政務活動費の公開度を進めるため、情報公開度ランキングを実施します。現在のところ、名古屋市議会の開示度は最低レベルです。

# 名古屋市大規模展示場 空見地区 需要予測に 2000万円予算案計上し 愛知県と対立

## 名古屋市と愛知県 別々に展示場整備

愛知県と名古屋市は当初は新大規模展示場を共同で建設する計画でしたが、16/5/13に名古屋市は市単独で建設する方針に切り替えたと市議会委員会に報告しました。 <http://nagoya.ombudsman.jp/data/160513.pdf>

愛知県は中部国際空港に隣接する空港島内に展示場を計画して2016年3月議会で3億6465.9万円の予算を可決しています。概算建設費は約300億円を見込んでいます。 <http://www.pref.aichi.jp/soshiki/kokusai-kanko/tenjijo-001.html>

## 愛知県は空港島 竹中工務店が 341億円で落札

愛知県は、空港島に作る予定の大規模展示場について2016年6月補正予算を通した上で総合評価方式を行い、株式会社竹中工務店名古屋支店を金34,139,718,000円(税込み)で落札者と決定したと発表しました。落札率は99.99%。

2019年秋に開業すべく予算もつけて着々と進めています。すでに2019年9月1日以降の事前

利用申し込みを受け付けています。 <http://www.aichi-ex.jp/>

## 名古屋市 2017年 度予算で空見地区 需要予測に2000万 予算計上

名古屋市は17/2/15に平成29年度予算の概要(草案)を発表しました。 <http://www.city.nagoya.jp/shisei/category/68-6-2-14-1-7-1-0-0-0.html>

その中で、新規事業として市独自で名古屋市港区空見地区に大規模展示場を作るための「空見地区における大規模展示場整備に関する調査」2000万円を計上しています。(空見地区における大規模展示場整備に係る施設規模や需要予測等の調査)

## 知事は直ちに反対

大村秀章愛知県知事は、名古屋市が予算を計上したとの報道を受け、直ちに反対したとのこと。許認可権は知事が管理者を務める名古屋港管理組合にあることから、厳しい口調で「空見に展示場はできない」と話したとのこと。

「県は名古屋市にこれまで問題点を指摘してきた」と報道されていたため、担当者に確認したところ、文書はないものの指摘事項は教

えてくれました。

①立地場所について

空見地区はトラックが行き来し、周囲に高圧管や鉄塔があり、展示場の雰囲気欠ける。土壌汚染の懸念もある。5万平米で建ぺい率が60%。駐車場を確保すると狭い。所有者の東邦ガスは県市が一致して進めることが条件と言っている。

②アクセスについて

あおなみ線の駅と駅の真ん中にあり、新駅が必要。しかも幹線道路をまたぐため、新たに連絡通路が必要で、時間と費用がかかる。現在近くのポートメッセなごやがあり渋滞しているのに、さらに混雑が予想される。

③用途規制について

現在、工業用地に指定されており、港湾計画上、交流厚生用地にするには変更が必要。

## 二重行政の典型例

大規模展示場を愛知県内に2つとも作れば共倒れになることは火を見るよりも明らかです。

しかも、名古屋市はアクセスのためのあおなみ線新駅建設費用・連絡通路建設費用も試算していません。名古屋市議会での議論を注視していきたいです。



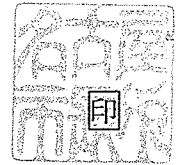
行政文書一部公開決定通知書

28 観名整第 80 号  
平成 28 年 12 月 20 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年12月7日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第 1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	市長と竹中工務店との面談メモ (平成 28 年 11 月 28 日)	
行政文書の公開の日時及び場所	日 時	平成 28 年 12 月 20 日 午前 午後 4 時 5 分
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
行政文書の一部を公開しない理由	別紙のとおり	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2488	

- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6 箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6 箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

## 【行政文書の一部を公開しない理由】

以下の理由により、該当箇所を非公開とします。

1. 個人の氏名については、特定の個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないと認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第1号）
2. 面談の内容のうち、技術上のノウハウに関する情報を含む部分については、公にすることにより法人の通常有する競争上の利益が損なわれると認められるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号）
3. 面談の内容は、未確定段階の情報が確定されたものと誤解され、市民の間に混乱を生じさせるおそれがあるため（名古屋市情報公開条例第7条第1項第4号）

## 市長と竹中工務店との面談メモ

◎日 時 11月28日(月) 9時15分～9時50分

◎場 所 市長室

◎出席者 本市側(5名): 河村市長、北角特別秘書、西野所長、  
渡辺主幹、館主幹

竹中側(4名): [REDACTED]、[REDACTED]、

[REDACTED]、[REDACTED]

### ◎主な内容

- [REDACTED]  
[REDACTED]
- [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]
- [REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

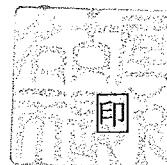
行政文書一部公開決定通知書

28 観名整第 84 号  
平成 28 年 12 月 22 日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海聡 様

実施機関

名古屋市長 河村 たかし



平成28年12月9日付けで請求のあった行政文書の公開については、名古屋市情報公開条例第10条第1項の規定により、次のとおりその一部を公開することと決定しましたので通知します。

行政文書の名称	竹中工務店名古屋支店との打合せ記録 (平成 28 年 12 月 5 日)	
行政文書の公開の日時 及び場所	日 時	平成 28 年 12 月 22 日 午前 5 時 45 分 午後
	場 所	市民情報センター (市役所西庁舎 1 階)
行政文書の公開の方法	1 閲覧      ② 写しの交付      3 視聴	
行政文書の一部を公開 しない理由	法人が事業活動を行う上での内部管理に関する情報であつて、公にすることにより法人の事業運営に支障をきたすと認められるものを含むため、該当箇所を非公開とします。 (名古屋市情報公開条例第7条第1項第2号に該当)	
備 考	<決定を行った所管課・公所> 観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室 TEL 052-231-2488	

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して 3箇月以内に、名古屋市長に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分について不服があるときは、この処分があつたことを知った日 (審査請求をしたときは、裁決書の送達を受けた日) の翌日から起算して 6箇月以内に、名古屋市を被告として (市長が被告の代表者となります。) 処分の取消しの訴え (取消訴訟) を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分又は裁決の日から 1 年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 行政文書の公開を受ける際には、この通知書を提示してください。

※ 日時の変更、その他は市民情報センターへお問い合わせください。

TEL:052-972-3152 (直通) FAX:052-972-4127

平成 28 年 12 月 5 日

○ 仮に平成 29 年 4 月で契約解除した場合の損害賠償の想定額

[Redacted content]

◆ 4 日間における考え方の変化について

東京オリンピックによる建設需要の高まりにおける建設費上昇については、金額は算定することはできないが、総事業費に影響を受けることになる可能性が高い。しかし、今回の議会審議の中で、総事業費の上限額を明確にすべきであるという要請を受け、弊社としても木造復元は、名古屋市民にとって有益であり、大変社会的に価値の高い事業であることから、また事業費縮減案に対する貴市の全面的な協力を仰げるという認識に至ったことから、総事業費 505 億円内で実施できるよう努力をしていく考えに至った。

◆ 505 億の総事業費をどの様にとらえているのか

505 億の事業費については、文化庁の協議等により当初提案内容から変更せざるを得ない場合や市況等により建設費が上昇する場合など、状況によってはコストが増加する可能性もある。その場合には、連続的に業務を推進しながら貴市と設計内容等について協議し、総事業費 505 億円内を守っていくためコスト縮減を図っていきたい。

○ 2022 年 7 月から天守閣竣工が遅延した場合の損害金の想定額

遅延該当工事(木造復元部分) : 16,318,081 千円 (税抜)

28観名整第91号  
平成29年1月31日

名古屋市民オンブズマン  
代表 新海 聡 様

名古屋市長 河村 たかし



名古屋城天守閣木造化について竹中工務店との面談内容等の説明を求める  
申入書に対する回答について

平成29年1月18日付文書で申し入れのあった件につきましては、本市が平成28年12月20日付で通知した28観名整第80号及び平成28年12月22日付で通知した28観名整第84号の文書と同様の理由で、行政文書の一部については公開いたしません。

現在、議会で審議している継続議案が議決された折には、貴団体から申し入れについて対応が可能になると考えております。

観光文化交流局名古屋城総合事務所整備室  
(TEL: 052-231-2488)